

石垣市民会館施設利用ガイドライン（令和3年7月1日改定）

石垣市民会館の施設利用については、「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン」に基づき、主催者、出演者、来場者（観客）等、催事に関わる全ての人と当館施設スタッフへの新型コロナウイルス感染症を防ぐため、下記のとおりとします。

主催者等においては、本ガイドラインに基づき催事を実施していただきますようお願いいたします。

- 1 催事については、3つの密（密閉、密集、密接）を避けるため利用人数を制限します。人数を上回る規模の利用申請は受け付けません。
 - ①大ホール 500人程度
 - ②中ホール 150人程度
 - ③展示ホール 50人程度
 - ④会議室 30人程度
- 2 催事開催に際しては、主催者による徹底した感染予防措置を行ってください。
 - ①1m以上の間隔をあけた座席配置。
 - ②運営スタッフ及び来場者のマスク常時着用。
 - ③入退場時には手指消毒をすること（消毒液は主催者が準備すること）。
 - ④冷房時は1時間に1回以上換気を行うこと。
 - ⑤来場者の中に発熱のある方や具合の悪い方がいるかどうかを可能な限り把握し、そのような場合、施設内への入場を控えてもらう。
 - ⑥来場者に万が一感染者が出た場合の対応に備え、催事申込時及び来場時に氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を把握できるような体制をとること。
 - ⑦催事終了後はテーブル、イス等使用した備品の消毒作業を行うこと（消毒液、布きん等は主催者が準備すること）。
- 3 催事期間中、主催者は開催前に運営スタッフの検温を必ず行って下さい。37度5分以上の発熱や咳や喉の痛み、息苦しさなどの症状のある運営スタッフがいる場合は、催事に参加させず、速やかに施設内から退去させるとともに自己隔離や医療機関に連絡をして指示を受けるなど適切な対策を講じてください。
- 4 新型コロナウイルス感染症に関し、石垣市に緊急事態宣言やそれに類する宣言が発出され、施設閉館措置が執られた場合は、一度許可した催事も中止となりますので、その旨をご了解下さい（納付済みの使用料は返還します）。
- 5 適用期間は令和3年7月1日から当面の間とします。